

2022年7月25日

受益者の皆様へ

東京海上アセットマネジメント株式会社

## **投資信託約款変更のお知らせ**

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より弊社投資信託商品に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、追加型証券投資信託「東京海上・宇宙関連株式ファンド（為替ヘッジなし）」および「東京海上・宇宙関連株式ファンド（為替ヘッジあり）」につきまして、下記の通り、投資信託約款の変更を行いますので、お知らせいたします。

本約款変更へのご理解、および弊社投資信託商品に対し引き続きご愛顧を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

敬 具

記

### **1. 変更の対象となる投資信託の名称**

追加型証券投資信託 東京海上・宇宙関連株式ファンド（為替ヘッジなし）

追加型証券投資信託 東京海上・宇宙関連株式ファンド（為替ヘッジあり）

（以下、当ファンド）

### **2. 変更内容および理由**

#### **①変更理由**

当ファンドが投資対象とする「東京海上・宇宙関連株式マザーファンド」（以下「マザーファンド」）につきましては、「Allianz Global Investors U.S. LLC」（以下「アリアンツ GI」）に運用の指図の権限を委託しておりますが、アリアンツ・グローバル・インベスタートーズとヴォヤ・ファイナンシャルの戦略的パートナーシップの締結に伴い、担当運用チームが、「Voya Investment Management Co. LLC」（以下「ヴォヤ IM」）へ移管されることとなりました。

つきましては、マザーファンドの運用委託先をアリアンツ GI からヴォヤ IM に変更いたします。また、ヴォヤ IMへの移管後は株式等に係る発注に関する権限の再委託は行いません。

なお、当該変更による運用体制、運用哲学および運用プロセスの変更はございません。

②変更内容

新	旧
運用の基本方針	
<p><b>2. 運用方法</b></p> <p>(2) 投資態度 &lt;略&gt;</p> <p>③ <u>Voya Investment Management Co. LLC</u> に、マザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します。 &lt;略&gt;</p>	<p><b>2. 運用方法</b></p> <p>(2) 投資態度 &lt;略&gt;</p> <p>③ <u>Allianz Global Investors U.S. LLC</u> に、マザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します。 &lt;略&gt;</p>

(ご参考)

東京海上・宇宙関連株式マザーファンド  
投資信託約款の新旧対照表

新	旧
運用の基本方針	
<p><b>2. 運用方法</b></p> <p>(2) 投資態度 &lt;略&gt;</p> <p>③ <u>Voya Investment Management Co. LLC</u> に、運用の指図に関する権限を委託します。 &lt;略&gt;</p>	<p><b>2. 運用方法</b></p> <p>(2) 投資態度 &lt;略&gt;</p> <p>③ <u>Allianz Global Investors U.S. LLC</u> に、運用の指図に関する権限を委託します。 &lt;略&gt;</p>
<p><b>【運用の権限委託】</b></p> <p>第14条の2 委託者は、運用の指図に関する権限を次の人々に委託します。</p> <p>委託する範囲：株式等の運用の指図 委託先名称：<u>Voya Investment Management Co. LLC</u> 委託先所在地：New York, NY USA &lt;略&gt;</p>	<p><b>【運用の権限委託】</b></p> <p>第14条の2 委託者は、運用の指図に関する権限を次の人々に委託します。</p> <p>委託する範囲：株式等の運用の指図 委託先名称：<u>Allianz Global Investors U.S. LLC</u> 委託先所在地：New York, NY USA &lt;略&gt;</p>
(削除)	<p><b>【運用の権限の再委託】</b></p> <p><u>第14条の3 前条に定める運用委託先は、運用の指図に関する権限のうち、株式等に係る発注に関する権限を次の各号に掲げる者に再委託します。</u></p> <p>1. 再委託先名称：<u>Allianz Global Investors Asia Pacific Limited</u> 再委託先所在地：<u>Hong Kong, China</u> 2. 再委託先名称：<u>Allianz Global Investors GmbH</u> 再委託先所在地：<u>Frankfurt, Germany</u></p> <p>② 前項の再委託を受けた者（以下「運用再委託先」といいます。）が受ける報酬は、前条に定める運用委託先と運用再委託先との間で別に定める取決めに基づく金額とし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。</p> <p>③ 第1項の規定にかかわらず、第1項の運用再委託先が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者または運用委託先は、運用の指図に関する権限の再委託を中止または再委託の内容を変更させることができます。また、運用委託先に対する権限の委託が中止されまたは委託の内容が変更された場合には、原則として、運用再委託先に対する再委託も中止または変更されます。</p>

3. 約款変更適用日

2022年7月25日（月）

以上